

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第3回会合

防災集団移転促進事業及び 都市防災総合推進事業について

国土交通省 都市局
都市安全課
平成24年6月

1-1 防災集団移転促進事業とは

- 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき実施される（昭和47年制定、以下「防集法」という）
- 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち住居の集団的移転を促進する区域から、地方公共団体が整備する住宅団地に移転を行う事業

 災害が起きていない場合、災害危険区域の指定が必須である

～防集法(抜粋)～

第一条(趣旨)

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

第二条(定義)

この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。

2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によって地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地(以下「住宅団地」という。)を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行う事業をいう。

～建築基準法(抜粋)～

第三十九条

地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定できる

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める

1-2 事業の要件及び助成内容

○事業の要件

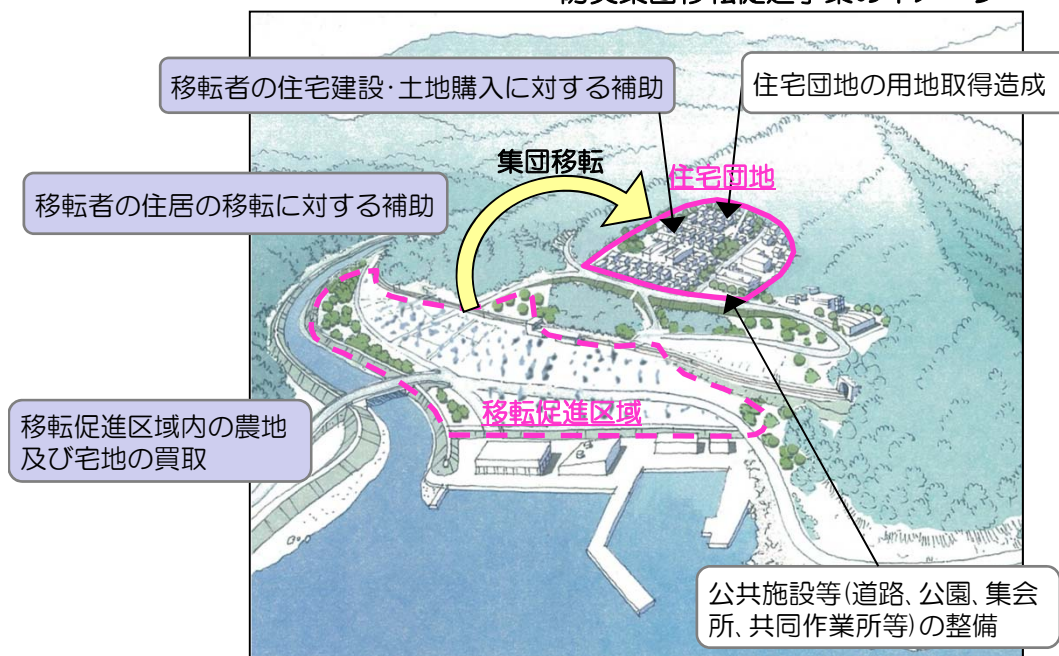
- ・住宅団地の規模が10戸以上、かつ移転住戸の半数以上が住宅団地に移転すること

○助成内容

以下の7項目に要する経費を補助対象

- 1)住宅団地の用地取得造成費
- 2)移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対する費用(利子補給)
- 3)住宅団地における公共施設整備費
- 4)移転促進区域内の宅地等の買取費用
- 5)移転者の移転に伴い必要な作業所等の整備費
- 6)移転者の住居の移転に対する費用

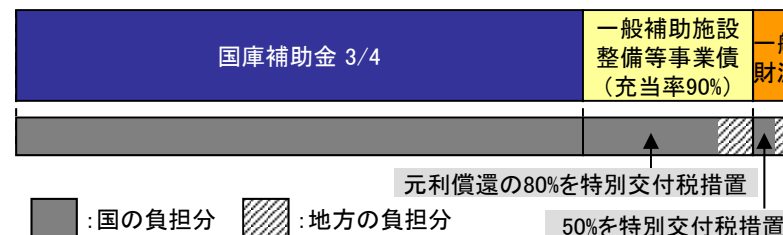
防災集団移転促進事業のイメージ



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



1-3 事業実施に当たっての留意点

1) 自治体の費用負担

○実質的な負担は事業費の6%だが、当該事業は限度額が設定されており、限度額を超える部分については、100%地方公共団体の負担となる

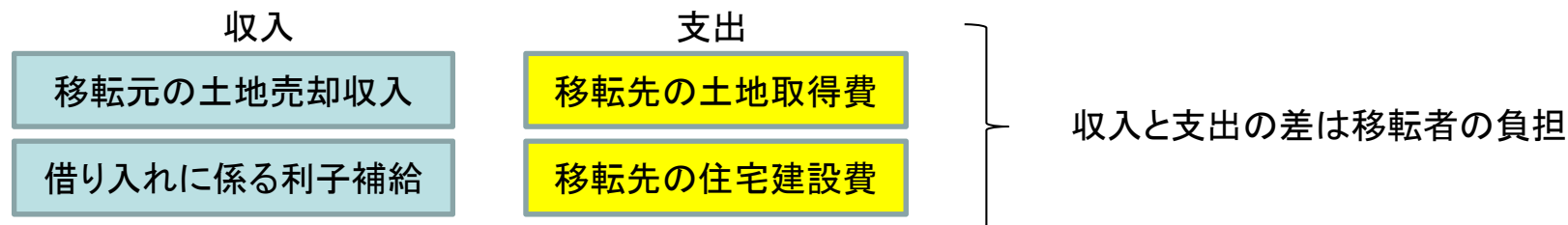
1) 住宅団地の用地取得造成費	特A地域: 33,400円/㎡ A地域: 24,700円/㎡ B地域: 18,300円/㎡ C地域: 14,200円/㎡
2) 移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対する費用(利子補給)	406万円(特殊土壌地帯等にあつては708万円)
3) 住宅団地における公共施設整備費	358.1万円/戸
4) 移転促進区域内の宅地等の買取費用	
5) 移転者の移転に伴い必要な作業所等の整備費	124.3万円/戸
6) 移転者の住居の移転に対する費用	78万円/戸
上記の経費の合算額	特A、A、B地域: 1,726.5万円/戸 C地域: 1,655.0万円/戸

※特A: 東京都特別区、神奈川県横浜市、川崎市等
 A: 政令市、大都市圏の都市等
 B: A以外の県庁所在市等
 C: 上記以外

1-3 事業実施に当たっての留意点

2) 移転者の費用負担

○当該事業では個人の資産となる住宅の建設費用や土地取得の費用は移転者の負担となる



3) 合意形成の重要性

○当該事業は法律上も強制的に移転させる事はできなく、移転を円滑に進めるためにも合意形成が重要

例えば以下のような事項について合意を取ることが必要

- ・移転元の災害危険区域の指定(現地での住宅再建は原則不可)
- ・費用負担(移転者によって資産状況は異なる)

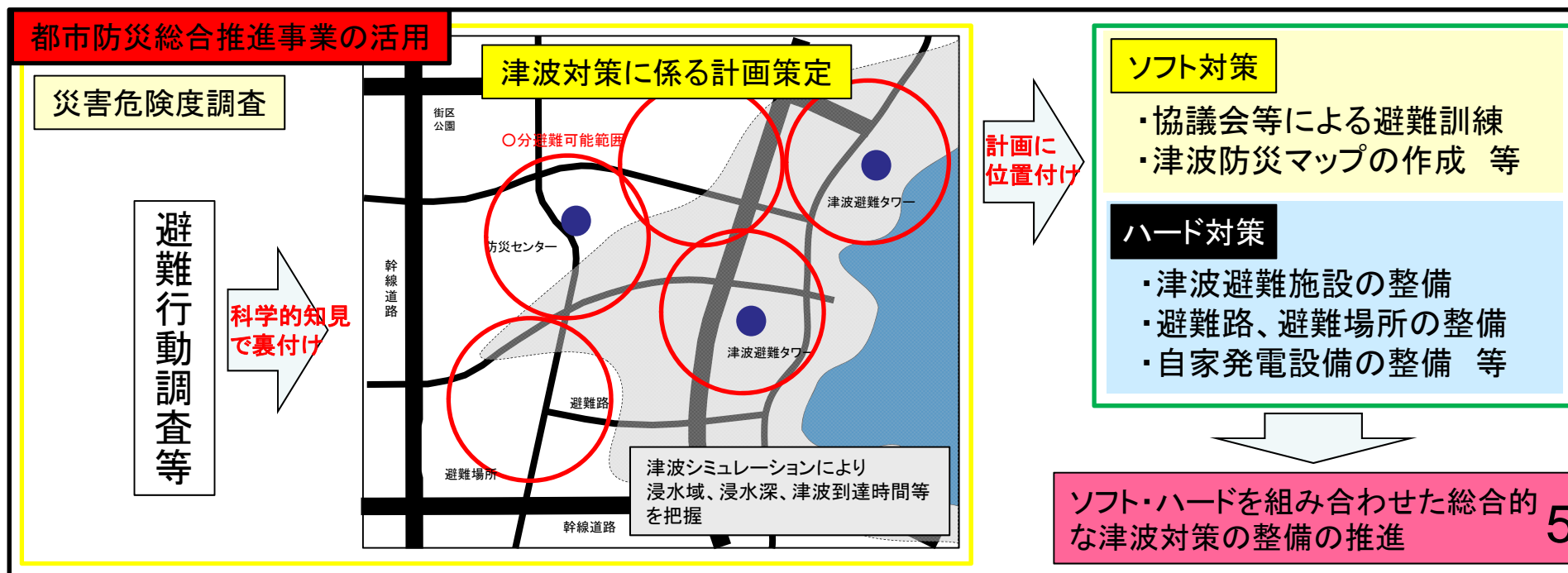
等々

2-1 津波対策における都市防災総合推進事業の活用について

- ・今般の東日本大震災においては、適切に配置された避難路、避難施設が多くの人命を救ったところである。
- ・また、今回の教訓として、津波シミュレーションによる浸水深や津波到達時間等に基づく避難計画など科学的知見に裏付けられた計画の必要性が認識された。
- ・さらに、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、津波災害に対しては、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「津波防災まちづくり」の推進が掲げられている。

都市防災総合推進事業を活用し、

- 避難行動調査等の実施による計画の策定の集中的な推進
- 計画に位置付けられた津波対策に係る総合的な事業の早期の推進



2-2 津波対策として活用できる都市防災総合推進事業の事業メニュー

活用が考えられる事業メニュー	実施・整備内容	交付対象
○災害危険度調査 <ul style="list-style-type: none"> ・避難危険度に関する調査 ・その他地域の特性に鑑みて必要となる調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動調査の実施 ・津波防災マップの作成 ・防災都市づくり計画の作成 	調査費
○住民等のまちづくり活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対するまちづくりの啓発活動 ・まちづくり協議会の活動に対する助成 ・地区のまちづくり方針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントの派遣 ・津波に強いまちづくりイベントや広報活動の実施 ・協議会等が行う避難訓練の実施 ・住民等の参加による津波に強いまちづくり方針の作成 	調査費
○地区公共施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の作成 ・地区公共施設の整備 (道路、公園、緑地、広場その他の施設) ・防災まちづくり拠点施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難路の整備 ・津波避難場所となる公園の整備 ・津波避難階段、避難滞留 ・津波避難施設(津波避難タワー等)の整備 ・耐震性貯水槽の整備 ・備蓄倉庫の整備 ・自家発電設備の整備 	現況調査費 基本設計費 事業計画策定費 測量試験費 実施設計費 工事費※1 用地費※2 補償費※3
○地震に強い都市づくり緊急整備事業にかかる特例 <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報通信ネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線(親局、中継局、子局、戸別受信機(防災拠点のみ)) 	基本設計費 測量試験費 工事費

※1: 道路については幅員4m以上のものに限る

※2: 地区公共施設の整備に係るものに限る(道路については幅員4mを超える部分に限る)

※3: 地区公共施設の用地取得に付随するものに限る(道路については幅員6m以上のもの、道路以外の施設については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る)

2-3 都市防災総合推進事業における津波対策の具体事例等について

ソフト対策

津波防災マップの作成
(大阪府貝塚市)



地域協力会による避難訓練
(東京都千代田区)



避難施設(津波タワー等)の整備
(高知県四万十市、北海道別海町)



耐震性貯水槽の整備 (イメージ)

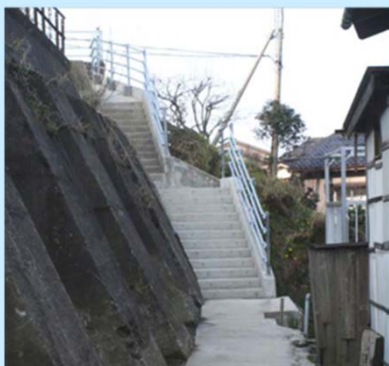


自家発電設備の整備 (イメージ)

【出典】(株)東京電機HPより作成

ハード対策

高台に避難するための避難路・避難階段の整備 (新潟県糸魚川市)



避難場所までの避難施設(避難滞留場所)の整備 (高知県 須崎市)



避難場所となる公園の整備 (イメージ)

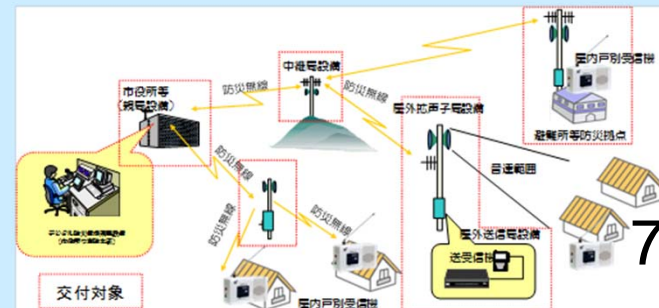


【出典】国土交通省HPより作成

備蓄倉庫の整備 (大阪府松原市)



防災無線ネットワークの整備 (イメージ)



交付対象

7